

議案第四十七号

三朝町国民健康保険診療所条例の制定について

次のとおり三朝町国民健康保険診療所条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を  
求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年参月露参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険診療所条例

(設置)

第一条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行なうため国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十二条第一項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百四十四条の二第一項の規定により診療所を設置する。

(名称及び位置)

第二条 前条の診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
三朝町国民健康保険竹田診療所	三朝町大字穴鴨百六十八番地
三朝町国民健康保険旭診療所	三朝町大字本泉三百八十一番地

(任務)

第三条 三朝町国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）は、次の各号に掲げる事項を達成することを任務とする。

一 国民健康保険、その他社会保険の主旨に基づき、模範的な診療を行ない、国民健康保険事業を円滑に実施すること。

二 三朝町における保険事業の中核として公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。

三 国民健康保険診療及び保健施設に関する研究を行ない、国民健康保険の健全な運営に貢献すること。

（診療）

第四条 診療所は、三朝町国民健康保険の被保険者に対し、次の各号に掲げる診療を行なうものとする。ただし、健康保険、船員保険、日雇労働者健康保険の被保険者及び同被扶養者、労働者災害補償保険の規定により給付を受ける者、生活保護法の規定により医療扶助を受ける者並びに法令より組織する共済組合の組合員

及びその被扶養者並びに他の市町村国民健康保険の被保険者その他に対しても行  
なりことができる。

- 一 健康診断及び健康相談
- 二 療養の指導及び相談
- 三 診察
- 四 薬剤の投与及び供与
- 五 処理、手術、その他の治療

(使用料及び手数料)

第五条 前条の診療を受けた者に対しては、別に条例で定めるところにより、使用料  
料及び手数料を徴収する。

(診療日及び診療時間)

第六条 診療日は、日曜日、祝祭日、一月二日から同月五日までの日及び十二月三十  
十一日を除き、平日は午前九時から午後五時までとし、土曜日は、午前九時から  
午後零時までとする。

2 往診は午後とする。

3 前二項の規定にかかわらず急患又はやむを得ない事情のある場合はこれを変更することができる。

(職員)

第七条 診療所に診療所長、技術吏員、事務吏員及びその他必要な職員を置く。

(規則への委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国民健康保険直営診療所設置条例の廃止)

2 国民健康保険直営診療所設置条例(昭和二十八年三朝町条例第十五号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例施行の際、旧条例の規定により設置された直営診療所は、この条例の規定による診療所となり同一性をもつて存続するものとする。

(経過措置)

4 この条例施行の際、現に旧条例の規定による直営診療所に勤務する職員は、この条例の相当規定により勤務する職員とみなす。

(旭診療所の特例)

5 旭診療所の診療日及び診療時間は、専任の医師が就任するまでの間、祝祭日、一月二日から同月五日までの日及び十二月三十一日を除き毎週月曜日、水曜日、木曜日及び土曜日の午前九時三十分から午後零時までとし、往診は行なわないものとする。